**平成２４年（フ）第１２２号**
川崎市高津区上作延408番地　オレンジハイム102
破産者　井上　　登
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２５２号**
長野県下高井郡木島平村大字穂高2878番地
破産者　穐澤　静致
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２４７７号**
名古屋市中区千代田３丁目22番25号　ライオンズマンション上前津第２―704号
破産者　重松　幸男
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３０１８号**
名古屋市緑区神沢３丁目518番地　プチタウン神沢Ｃ棟107号
破産者　松本　文子
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３１３６号**
愛知県弥富市平島町喜右味名38番地１　ポートタウンＣ―105
破産者　丸山　久佳
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第８４号**
愛知県あま市中萱津法慶寺11番地　レオパレス21マリーゴールド107号
破産者　橙・設計こと　松本　憲児
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２６０号**
名古屋市東区泉３丁目９番11号　グリーンコーポ四季203号
破産者　太田　明美
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１９４４号**
京都府八幡市八幡三本橋33番地の２第２千寿ビル106号、前住所大阪府茨木市舟木町10番18号
破産者　西村仁一郎
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５８０７号**
大阪市生野区新今里４丁目13番３号
破産者　村原　安博
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７７６３号**
大阪府門真市野里町11番７号、開始決定時の住所大阪府門真市常盤町25番17―３号
破産者　藤田　雅人
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７８０１号**
堺市西区神野町１丁19番９号　209号
破産者　若江　初夫
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１０５１号**
奈良県生駒市小明町374番地２
破産者　野口　英男
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１０５６号**
大阪府門真市栄町５番６―502号
破産者　砂川　和夫
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１６８１号**
堺市堺区南田出井町１丁４番７―206号、前住所大阪府阪南市さつき台３丁目５番３号
破産者　近藤工業こと　近藤　裕二
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１６８２号**
堺市堺区南田出井町１丁４番７―206号、前住所大阪府阪南市さつき台３丁目５番３号
破産者　近藤奈賀子
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２１３号**
堺市南区茶山台２丁１番27―204号
破産者　山崎　定幸
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１４６４号**
神戸市長田区御船通４丁目９番地の14、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町３丁目21番３号
破産者　安富祖未菜（旧姓石橋）
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１４７号**
神戸市東灘区住吉東町２―６―17―405、住民票上の住所神戸市東灘区御影山手６丁目10番34号　チサンマンション303号
破産者　竹中　茂行
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１８７号**
神戸市東灘区御影郡家１丁目28番20―203号
破産者　外山英憲建築工房こと　外山　英憲
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部